

世田谷区公報

目次

条 例

- 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(40)……………2
- 世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例の一部を改正する条例(41)……………2
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例(42)……………2
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(43)……………3
- 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例(44)……………3
- 世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例(45)……………3

規 則

- 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(80)……………4
- 世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則(81)……………4
- 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則(82)……………4
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則(83)……………4

訓 令 甲

- 世田谷区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部改正(27)……………4

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(598)……………4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(599)……………5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の指定事項の変更の告示(600)……………5
- 地方自治法に基づく児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に係る規約の一部変更の告示(601)……………5
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示(602)……………5
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(603)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(604)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(605)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(606)……………6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示

- (607)……………6
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(608)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(609)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(610)……………6
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(611)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(612)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(613)……………7
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(614)……………7
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(615)……………7
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(616)……………7
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(617)……………7
- 令和6年4月1日世田谷区告示第228号の一部を訂正する告示(618)……………7
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(619)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(620)……………7
- 令和6年4月1日世田谷区告示第219号の一部を訂正する告示(621)……………7
- 令和6年4月1日世田谷区告示第220号の一部を訂正する告示(622)……………7
- 令和6年4月1日世田谷区告示第242号の一部を訂正する告示(623)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(624)……………7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(625)……………7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(626)……………7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(627)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(628)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(629)……………8
- 令和6年4月1日世田谷区告示第229号の一部を訂正する告示(630)……………8
- 令和6年4月1日世田谷区告示第227号の一部を訂正する告示(631)……………8
- 令和6年4月1日世田谷区告示第248号の一部を訂正する告示(632)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(633)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(634)……………8
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(635)……………8

- 建築基準法に基づく道路指定の告示(636)……………8
- 令和6年4月1日世田谷区告示第230号の一部を訂正する告示(637)……………8
- 令和6年4月1日世田谷区告示第231号の一部を訂正する告示(638)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(639)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(640)……………8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(641)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(642)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(643)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(644)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(645)……………9
- 地方自治法に基づく令和5年度世田谷区各会計歳入歳出決算の公表(646)……………9
- 地方自治法に基づく予算の公表(647)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(648)……………9
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(649)……………9
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(650)……………9
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(651)……………10
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(652)……………10
- 令和6年4月1日世田谷区告示第250号の一部を訂正する告示(653)……………10
- 令和6年4月1日世田谷区告示第249号の一部を訂正する告示(654)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(655)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(656)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(657)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(658)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(659)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(660)……………10
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(661)……………10
- 令和6年4月1日世田谷区告示第255号の一部を訂正する告示(662)……………11

公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(57)……………11
- 予防接種法及び予防接種法施行令に基づく各種予防接種実施の公告(58)……………11
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写真の送付に伴う関係図書縦覧の公告(59)……………11

<p>○世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例に基づく世田谷区立保健医療福祉総合プラザの指定管理者の指定の公告(60).....11</p> <p>○地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の公告(61).....11</p> <p>○建築基準法に基づく公聴会開催の公告(62).....11</p> <p>○世田谷区立ひだまり友遊会館条例に基づく世田谷区立ひだまり友遊会館の指定管理者の指定の公告(63).....11</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(64).....12</p> <p>○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告(65).....12</p>	<p>高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時 of 告示(42).....13</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者選任の告示(43).....13</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時 of 告示(44).....13</p> <p>○令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(45).....13</p> <p>○令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(46).....13</p> <p>○令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(47).....13</p> <p>○令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者職務代理者の一部を変更する告示(48).....13</p> <p>○令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(49).....13</p> <p>○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するもの告示(50).....13</p>	<p>関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第42号 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第43号 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第44号 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第45号 世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例</p>
<p>公 告 (教)</p> <p>○世田谷区立図書館条例に基づく世田谷区立図書館の指定管理者の指定の公告(1).....12</p>	<p>○令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(45).....13</p> <p>○令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(46).....13</p> <p>○令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(47).....13</p> <p>○令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者職務代理者の一部を変更する告示(48).....13</p> <p>○令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(49).....13</p> <p>○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するもの告示(50).....13</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年10月世田谷区条例第43号)の一部を次のように改正する。</p> <p>付則第2条第1項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>告 示 (選)</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙におけるポスター掲示場設置の告示(34).....12</p> <p>○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するもの告示(35).....12</p> <p>○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和6年10月14日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(36).....12</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を定める告示(37).....12</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を定める告示(38).....12</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に係る期日前投票所を定める告示(39).....12</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者選任の告示(40).....12</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示(41).....13</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最</p>	<p>衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第5区)選挙長告示</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第5区)における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 of 告示(1).....13</p> <p>衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第6区)選挙長告示</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第6区)における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 of 告示(1).....13</p> <p>告 示 (農)</p> <p>○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(9).....13</p>	<p>世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例(平成15年6月世田谷区条例第41号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第7条第2項第1号中「身体」を「心身」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者選任の告示(40).....12</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示(41).....13</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最</p>	<p>衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第5区)選挙長告示</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第5区)における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 of 告示(1).....13</p> <p>衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第6区)選挙長告示</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第6区)における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 of 告示(1).....13</p>	<p>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条中「第36条第1項」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。</p> <p>第9条の2中「第52条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。</p> <p>第9条の3中「第52条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。</p> <p>第9条の4中「第53条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。</p> <p>第9条の5中「第54条及び第54条の3第3項から第5項まで」を「第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項まで」に改める。</p> <p>第9条の6中「第54条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。</p> <p>第23条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「一部又は全部」を「全部又は一部」に、「6ヵ月」を「6月(急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年)」に改める。</p> <p>第27条を次のように改める。 (過料)</p> <p>第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、100,000円以下</p>
<p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者選任の告示(40).....12</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示(41).....13</p> <p>○公職選挙法に基づく令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最</p>	<p>条 例</p> <p>次に掲げる条例を公布する。 令和6年10月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>世田谷区条例第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第41号 世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に</p>	<p>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条中「第36条第1項」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。</p> <p>第9条の2中「第52条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。</p> <p>第9条の3中「第52条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。</p> <p>第9条の4中「第53条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。</p> <p>第9条の5中「第54条及び第54条の3第3項から第5項まで」を「第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項まで」に改める。</p> <p>第9条の6中「第54条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。</p> <p>第23条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「一部又は全部」を「全部又は一部」に、「6ヵ月」を「6月(急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年)」に改める。</p> <p>第27条を次のように改める。 (過料)</p> <p>第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、100,000円以下</p>

の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則(第100条・第101条)」を、「第15章 里親支援センター(第100条-第105条)」に改める。

第14条第1項及び第20条の3第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第32条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第38条の2中「第31条中」を「同条中」に改める。

第40条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第61条及び第86条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「図らなくては」を「図らなければ」に改める。

第15章中第101条を第107条とし、第100条を第106条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター
(設備の基準)

第100条 里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第3項第3号及び第105条において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。
(職員)

第101条 里親支援センターは、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親

研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親等への支援の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第102条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有す

るものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第103条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第104条 里親支援センターにおける業務の質の評価等については、第31条の規定を準用する。この場合において、同条中「第37条」とあるのは、「第44条の3第1項」と読み替えるものとする。

(関係機関等との連携)

第105条 里親支援センターの長は、里親等への支援に当たっては、区、都道府県、他の区市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な児童福祉施設、児童委員等その他の関係機関等と密接に連携を図らなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(4)の款世田谷区立成城九丁目公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立成城九丁目さくらの庭公園	東京都世田谷区成城九丁目4番12号
-------------------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の部世田谷区立下本宿南広場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和6年10月1日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第80号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年12月世田谷区規則第58号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和6年10月31日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第81号

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第82号

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第83号

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民農園条例施行規則（平成6年1月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1世田谷区立第二桜丘四丁目ファミリー農園の項を削り、同表に次のように加える。

世田谷区立弦巻五丁目ファミリー農園	東京都世田谷区弦巻五丁目35番1号
世田谷区立中町2-17ファミリー農園	東京都世田谷区中町二丁目17番19号
世田谷区立南鳥山一丁目ファミリー農園	東京都世田谷区南鳥山一丁目12番31号

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表第1に次のように加える改正規定は、同年3月1日から施行する。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第7号様式」を「第7号様式

の(1)(2)」に改める。

第7号様式を削り、第6号様式の次に次の2様式を加える。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第7号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則（昭和50年4月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表6の項第5号、27の項第5号及び29の項第9号中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同表39の項第2号中「受理」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下この項において「電子情報処理組織」という。)を使用して行うものを除く。)」を加え、同項第3号中「交付」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。)」を加え、同項第4号中「受理」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係るものを除く。)」を加え、同項第6号中「書換え交付」を「書換交付」に改め、「の交付」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。)」を加え、同表44の項第5号中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同表46の項第4号中「書換え交付」を「書替え交付」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第27号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（昭和61年5月世田谷区訓令甲第22号）の

一部を次のように改正する。

令和6年10月1日

世田谷区長 保坂展人

第1条中「。以下「規則」という。」「(規則第4条において準用する場合を含む。)」及び「(法附則第2条第1項の規定による給付を含む。以下同じ。)」を削る。

第3条の見出し中「受給者台帳」を「受給者情報」に改め、同条第1項第1号中「児童手当関係書類返戻(保留)通知書」を「児童手当関係書類返戻・保留通知書」に改め、同項第2号中「児童手当・特例給付認定(認定請求却下)通知書」を「児童手当認定・認定請求却下通知書」に改め、同条第2項中「児童手当・特例給付受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に改める。

第4条第1項第1号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同項第2号中「児童手当・特例給付額改定(額改定認定請求却下)通知書」を「児童手当額改定・額改定請求却下通知書」に、「改定(改定認定請求却下)通知書」を「改定(改定請求却下通知書)」に改め、同条第2項中「改定(改定認定請求却下)通知書」を「改定・改定請求却下通知書」に改める。

第5条第1号中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改め、同項第2号中「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改める。

第7条中「未支払児童手当・特例給付支給決定(請求却下)通知書」を「未支払児童手当支給決定・請求却下通知書」に改める。

第8条中「(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)」を削り、「児童手当・特例給付支払一時差止通知書」を「児童手当支払一時差止通知書」に改める。

第9条の見出し中「受給者台帳」を「受給者情報」に改め、同条中「児童手当・特例給付受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に改める。

第10条の表中「児童手当・特例給付受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に改める。

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

様式省略

附 則

この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の第3号様式による用紙を用いて作成され、保管され、又は保存されている児童手当・特例給付受給者台帳は、この訓令による改正後の第3号様式による用紙を用いて作成され、保管され、又は保存されている児童手当受給者情報とみなす。

告 示

◎世田谷区告示第598号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和6年10月1日

<p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 放課後等デイサービスウィズ・ユー世田谷用賀</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区用賀四丁目3番15号UTビルディング2階</p> <p>3 申請者の名称 株式会社Zheitsu</p> <p>4 指定年月日 令和6年10月1日</p> <p>5 障害児通所支援の種類 児童発達支援及び放課後等デイサービス</p>	<p>用の支弁等に関する事務を処理する内部組織をいう。)を共同設置する特別区に品川区が加入し、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更したため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年10月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約(共同設置する特別区)</p> <p>第1条 港区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区(以下「関係区」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 関係区が共同設置する内部組織の名称は、措置費共同経理課とする。</p> <p>(執務場所)</p> <p>第3条 措置費共同経理課の執務場所は、東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館内とする。</p> <p>(幹事となる特別区)</p> <p>第4条 措置費共同経理課で処理する事務の幹事となる特別区(以下「幹事区」という。)は、関係区の長の協議により定める。</p> <p>(処理する事務)</p> <p>第5条 措置費共同経理課で処理する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第50条第7号及び第7号の3に規定する費用の支弁に関する事務で関係区の長の協議により定めたもの</p> <p>(2) 前号に掲げる事務に付随する事務で関係区の長の協議により定めたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、関係区の権限に属する事務で関係区の長の協議により定めたもの</p> <p>(職員の選任方法)</p> <p>第6条 措置費共同経理課の職員は、関係区の長の協議により定める職員の候補者のうちから、幹事区の長がこれを選任する。ただし、幹事区の長が幹事区の職員から候補者を定めるときは、当該候補者のうちから、幹事区の長がこれを選任することができる。</p> <p>2 幹事区の長は、前項の規定により選任された職員の氏名及び職歴を、幹事区以外の関係区(以下「他区」という。)の長に通知しなければならない。</p> <p>3 幹事区の長は、措置費共同経理課の職員に欠員が生じたときは、速やかにその旨を他区の長に通知するとともに、第1項の例により措置費共同経理課の職員を選任するものとする。</p> <p>(職員の身分取扱い)</p> <p>第7条 措置費共同経理課の職員は、幹事区の職員の身分を有するものとして取り扱う。</p> <p>(負担金)</p>	<p>第8条 措置費共同経理課に関する関係区の負担金の額、精算の時期及び精算の方法(以下「負担金の額等」という。)は、関係区の長の協議により定める。</p> <p>(予算)</p> <p>第9条 第5条各号に掲げる事務に係る国庫負担金等の歳入予算及び前条に規定する負担金の歳出予算は、関係区のそれぞれの予算に計上する。</p> <p>2 措置費共同経理課に関する歳入予算及び歳出予算(前条に規定する負担金の歳出予算を除く。)は、幹事区の予算に計上する。</p> <p>(決算)</p> <p>第10条 措置費共同経理課に係る決算の対応については、関係区の長の協議により定める。</p> <p>(監査)</p> <p>第11条 措置費共同経理課に係る監査の対応については、関係区の長の協議により定める。</p> <p>(条例等の調整)</p> <p>第12条 関係区の長は、措置費共同経理課で処理する事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程について、相互に調整するよう努めなければならない。</p> <p>(協定の締結)</p> <p>第13条 関係区の長は、第4条に規定する幹事区、第5条に規定する処理する事務、第8条に規定する関係区の負担金の額等、第10条に規定する決算及び第11条に規定する監査について、別に協定を締結するものとする。</p> <p>2 関係区の長は、前項の協定を締結したときは、その協定の内容を公表するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第14条 この規約に定めるもののほか、措置費共同経理課に係る事務に関し必要な事項は、関係区の長の協議により定める。</p> <p>附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、令和6年10月1日から施行する。</p>
<p>◎世田谷区告示第599号</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。</p> <p>令和6年10月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ABAスクールベッピーパッチ</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区東京都世田谷区松原五丁目58番6号</p> <p>3 申請者の名称 一般社団法人PEEPYPATCH</p> <p>4 指定年月日 令和6年10月1日</p> <p>5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス</p>	<p>◎世田谷区告示第600号</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第3項の規定による変更の届出及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第1項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月世田谷区規則第25号)第8条第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p> <p>令和6年10月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第602号</p> <p>世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>令和6年10月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 世田谷区立成城九丁目さくらの庭公園</p> <p>2 位置 東京都世田谷区成城九丁目4番12号</p> <p>3 区域 別紙案内図のとおり</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年10月1日</p> <p>別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第601号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、措置費共同経理課(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第50条第7号及び第7号の3に規定する費</p>	<p>◎世田谷区告示第602号</p> <p>世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>令和6年10月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 世田谷区立成城九丁目さくらの庭公園</p> <p>2 位置 東京都世田谷区成城九丁目4番12号</p> <p>3 区域 別紙案内図のとおり</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年10月1日</p> <p>別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第602号</p> <p>世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>令和6年10月1日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 世田谷区立成城九丁目さくらの庭公園</p> <p>2 位置 東京都世田谷区成城九丁目4番12号</p> <p>3 区域 別紙案内図のとおり</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年10月1日</p> <p>別紙省略</p>

世田谷区公報

◎世田谷区告示第603号

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月1日

世田谷区長 保坂展人

本則中	事務嘱託員（障害）	月額	
135,019円	27,003円	162,022円	を

事務嘱託員（障害）	月額	57,865円から135,019円までの額
-----------	----	-----------------------

11,573円から27,003円までの額	69,438円から162,022円までの額	に改める。
----------------------	-----------------------	-------

◎世田谷区告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
39-14
- 2 変更の区間
世田谷区下馬一丁目109番69の内から109番70の内まで
- 3 変更の区域
延長 18.56メートル
幅員 0.12メートルから0.17メートルまで
面積 2.80平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年10月2日

◎世田谷区告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区給田三丁目944番27
- 3 変更の区域
延長 9.70メートル
幅員 1.14メートルから1.21メートルまで
面積 12.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年10月2日

◎世田谷区告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用

を開始する。

この関係図面は、令和6年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 供用開始の区間
世田谷区野沢二丁目92番54
- 3 供用開始の区域
延長 2.69メートル
幅員 2.24メートルから2.27メートルまで
面積 6.09平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年10月2日

◎世田谷区告示第607号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年10月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
まごの手新川
- 2 事業所の所在地
東京都三鷹市新川三丁目17番6号三鷹新川プラザA-1
- 3 事業者の名称
株式会社ACCELERATION
- 4 指定年月日
令和6年8月29日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第608号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年10月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
第2935号
- 2 指定年月日
令和6年10月1日
- 3 指定の位置
世田谷区成城三丁目236番1の一部
- 4 道路の幅員
4.00メートル
- 5 道路の延長
11.00メートル
- 6 申請者氏名
有限会社ウールーズ
ともや 取締役 吉田圭美

◎世田谷区告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区松原六丁目287番71

- 3 変更の区域
延長 8.49メートル
幅員 0.32メートルから0.35メートルまで
面積 2.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年10月4日

◎世田谷区告示第610号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-E031-01
- 2 変更の区間
世田谷区池尻四丁目143番2の内から143番30の内まで
- 3 変更の区域
延長 15.31メートル
幅員 0.35メートルから0.42メートルまで
面積 5.98平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年10月4日

◎世田谷区告示第611号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年10月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号
第2935号
- 2 指定変更年月日
令和6年10月4日
- 3 指定変更の位置
世田谷区世田谷二丁目802番10、802番15及び802番21の各一部
- 4 道路の幅員
4.00メートル
- 5 道路の延長
34.99メートル
- 6 申請者氏名
小宮 淑子

◎世田谷区告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川一丁目60番1の内
- 3 変更の区域
延長 13.35メートル

<p>幅員 0.36メートル 面積 4.90平方メートル 4 供用開始の期日 令和6年10月7日</p>	<p>令和6年10月7日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>令和6年4月1日世田谷区告示第242号の一部を次のように訂正する。 令和6年10月9日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>
<p>◎世田谷区告示第613号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和6年10月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年10月7日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定番号 21-D338-03 変更の区間 世田谷区羽根木一丁目1697番35 変更の区域 延長 7.09メートル 幅員 0.74メートルから 0.84メートルまで 面積 5.64平方メートル 供用開始の期日 令和6年10月7日 	<p>◎世田谷区告示第618号 令和6年4月1日世田谷区告示第228号の一部を次のように訂正する。 令和6年10月7日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第624号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年10月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年10月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定番号 28-1 変更の区間 世田谷区梅丘一丁目1447番6の内 変更の区域 延長 9.86メートル 幅員 0.63メートル 面積 6.26平方メートル 供用開始の期日 令和6年10月11日
<p>◎世田谷区告示第614号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和6年10月7日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第619号 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和6年10月7日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第625号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和6年10月15日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第615号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和6年10月7日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第620号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和6年10月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年10月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定番号 (1) R元-2 (2) R元-2 変更の区間 (1) 世田谷区上祖師谷六丁目854番1の内 (2) 世田谷区上祖師谷六丁目854番8の内 変更の区域 (1) 延長 29.84メートル 幅員 0.00メートルから 0.47メートルまで 面積 5.16平方メートル (2) 延長 11.40メートル 幅員 0.00メートルから 1.17メートルまで 面積 6.80平方メートル 	<p>◎世田谷区告示第626号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和6年10月15日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第616号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和6年10月7日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第621号 令和6年4月1日世田谷区告示第219号の一部を次のように訂正する。 令和6年10月9日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第627号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。 令和6年10月15日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第617号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。</p>	<p>◎世田谷区告示第622号 令和6年4月1日世田谷区告示第220号の一部を次のように訂正する。 令和6年10月9日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第628号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年10月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定番号 28-1 変更の区間

世田谷区公報

世田谷区桜上水四丁目429番82の内
 3 変更の区域
 延長 13.70メートル
 幅員 0.64メートルから0.65メートルまで
 面積 8.97平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和6年10月15日

◎世田谷区告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和6年10月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1
 - (2) 28-1
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区瀬田五丁目1170番2
 - (2) 世田谷区瀬田五丁目1170番7
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 1.13メートル
幅員 0.00メートルから0.24メートルまで
面積 0.13平方メートル
 - (2) 延長 6.28メートル
幅員 0.00メートルから1.42メートルまで
面積 5.09平方メートル
- 4 供用開始の期日
 令和6年10月15日

◎世田谷区告示第630号

令和6年4月1日世田谷区告示第229号の一部を次のように訂正する。
 令和6年10月15日
 世田谷区長 保坂展人
 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第631号

令和6年4月1日世田谷区告示第227号の一部を次のように訂正する。
 令和6年10月15日
 世田谷区長 保坂展人
 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第632号

令和6年4月1日世田谷区告示第248号の一部を次のように訂正する。
 令和6年10月16日
 世田谷区長 保坂展人
 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和6年10月16日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 42-25
- 2 変更の区間
 世田谷区南鳥山一丁目187番69の内
- 3 変更の区域
 延長 7.17メートル
 幅員 0.04メートルから0.05メートルまで
 面積 1.58平方メートル
- 4 供用開始の期日
 令和6年10月16日

◎世田谷区告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
 この関係図面は、令和6年10月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 42-25
- 2 変更の区間
 世田谷区南鳥山一丁目187番69の内
- 3 変更の区域
 延長 0.10メートル
 幅員 0.05メートル
 面積 0.005平方メートル

◎世田谷区告示第635号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、指定道路について、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
 令和6年10月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2936号
- 2 指定年月日 令和6年10月16日
- 3 指定の位置 世田谷区祖師谷六丁目5番26の一部、27の一部、30の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 13.60メートル
- 6 申請者氏名 株式会社ブリリアント 代表取締役 千葉 啓介

◎世田谷区告示第636号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
 令和6年10月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第201号

- 2 指定年月日 令和6年10月16日
- 3 指定する道路の種別 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 4 道路の区域 世田谷区野沢一丁目55番2の一部から野沢2丁目92番61まで
- 5 道路の幅員 7.97から8.09メートル
- 6 道路の延長 9.48メートル

◎世田谷区告示第637号

令和6年4月1日世田谷区告示第230号の一部を次のように訂正する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第638号

令和6年4月1日世田谷区告示第231号の一部を次のように訂正する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 28-1
- 2 変更の区間
 世田谷区北鳥山九丁目1995番5の内から1995番1の内まで
- 3 変更の区域
 延長 20.30メートル
 幅員 0.33メートル
 面積 6.75平方メートル
- 4 供用開始の期日
 令和6年10月18日

◎世田谷区告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 40-1
- 2 変更の区間
 世田谷区下馬五丁目18番3地先無番

3 変更の区域
 延長 4.02メートル
 幅員 2.00メートル
 面積 9.08平方メートル

4 供用開始の期日
 令和6年10月18日

◎世田谷区告示第641号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-G101
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区下馬五丁目18番3地先無番から18番6地先無番まで
(新)世田谷区下馬五丁目18番6地先無番
- 3 廃止の期日
令和6年10月18日

◎世田谷区告示第642号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1762番43の内
- 3 変更の区域
延長 0.35メートル
幅員 0.69メートルから0.70メートル
面積 0.24平方メートル

◎世田谷区告示第643号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区羽根木二丁目1762番43の内
(2) 世田谷区羽根木二丁目1762番43の内
- 3 変更の区域

- (1) 延長 9.10メートル
幅員 0.40メートルから0.41メートルまで
面積 3.72平方メートル
- (2) 延長 19.01メートル
幅員 0.69メートルから0.79メートルまで
面積 13.96平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年10月18日

◎世田谷区告示第644号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 36-5
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区上馬四丁目751番2の内
(2) 世田谷区上馬四丁目751番2の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 8.81メートル
幅員 0.61メートルから0.62メートルまで
面積 5.55平方メートル
(2) 面積 0.006平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年10月18日

◎世田谷区告示第645号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷五丁目635番3の内
- 3 変更の区域
延長 11.94メートル
幅員 0.17メートルから0.18メートルまで
面積 2.14平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年10月18日

◎世田谷区告示第646号

令和6年10月18日世田谷区議会において認定された次の決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和5年度世田谷区一般会計歳入歳出決算

- 2 令和5年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算
 - 3 令和5年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
 - 4 令和5年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算
 - 5 令和5年度世田谷区学校給食費会計歳入歳出決算
- 別添省略

◎世田谷区告示第647号

令和6年10月18日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和6年10月18日

世田谷区長 保坂展人

- 令和6年度世田谷区一般会計補正予算(第3次)
- 別添省略

◎世田谷区告示第648号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原三丁目874番6の内
- 3 変更の区域
延長 11.62メートル
幅員 0.24メートルから0.26メートルまで
面積 2.96平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年10月22日

◎世田谷区告示第649号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年10月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
グレース居宅介護支援事業所自由が丘
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区奥沢五丁目34番1号
- 3 事業者の名称
医療法人社団慶実会
- 4 廃止届受理年月日
令和6年9月27日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第650号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

世田谷区公報

<p>令和6年10月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 グレース居宅介護支援事業所自由が丘</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢五丁目34番1号</p> <p>3 事業者の名称 一般社団法人在宅医療協会</p> <p>4 指定年月日 令和6年11月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>この関係図面は、令和6年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年10月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区瀬田五丁目172番14</p> <p>3 変更の区域 延長 3.32メートル 幅員 0.28メートルから0.38メートルまで 面積 1.06平方メートル</p>	<p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区太子堂二丁目360番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.55メートル 幅員 0.14メートルから0.20メートルまで 面積 1.55平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年10月28日</p>
<p>◎世田谷区告示第651号 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。</p> <p>令和6年10月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 あかね</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番20サンタワーズD棟8階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社AKN</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年9月27日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第656号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年10月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 35-32</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢四丁目672番38</p> <p>3 変更の区域 延長 8.95メートル 幅員 0.22メートル 面積 2.02平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年10月25日</p>	<p>◎世田谷区告示第659号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年10月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 36-5</p> <p>2 変更の区間 世田谷区太子堂三丁目101番8の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.56メートル 幅員 0.00メートルから0.17メートルまで 面積 1.01平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年10月28日</p>
<p>◎世田谷区告示第652号 介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。</p> <p>令和6年10月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 あかね</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番20サンタワーズD棟8階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社メディステップ</p> <p>4 指定年月日 令和6年11月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第657号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年10月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年10月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上北沢五丁目1165番19の内から1165番161の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 21.55メートル 幅員 0.65メートルから0.69メートルまで 面積 14.64平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年10月25日</p>	<p>◎世田谷区告示第660号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年10月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区北烏山五丁目1610番21 (2) 世田谷区北烏山五丁目1610番50</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 26.52メートル 幅員 1.01メートルから1.25メートルまで (2) 面積 30.08平方メートル 2.21平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年10月28日</p>
<p>◎世田谷区告示第653号 令和6年4月1日世田谷区告示第250号の一部を次のように訂正する。</p> <p>令和6年10月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第658号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年10月28日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第661号 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。</p> <p>令和6年10月30日 世田谷区長 保坂展人</p>
<p>◎世田谷区告示第654号 令和6年4月1日世田谷区告示第249号の一部を次のように訂正する。</p> <p>令和6年10月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>		
<p>◎世田谷区告示第655号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。</p>		

<p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第662号 令和6年4月1日世田谷区告示第255号の一部を次のように訂正する。 令和6年10月30日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>552番16 552番17 552番18 552番19 552番20 552番21 552番22 552番23</p>	<p>供する。 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。 令和6年10月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業世田谷第2・2・49号上祖師谷一丁目公園 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課 施行者の名称 世田谷区 事務所の所在地 世田谷区世田谷四丁目21番27号 事業地の所在 収用の部分 世田谷区上祖師谷一丁目地内 使用の部分 なし 				
<p>公 告</p>	<p>◎世田谷区公告第57号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和6年10月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 50%;">2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区成城八丁目552番1 552番11 552番12 552番13 552番14 552番15</td> <td>愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号 トヨタホーム株式会社 代表取締役 後藤裕司</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区成城八丁目552番1 552番11 552番12 552番13 552番14 552番15	愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号 トヨタホーム株式会社 代表取締役 後藤裕司	<p>◎世田谷区公告第58号 予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、各種予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。 令和6年10月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 予防接種の種類、予防接種の対象者、予防接種を行う期間及び予防接種を受けるに当たって注意すべき事項 別紙のとおり 予防接種を行う場所 別紙のとおり <p>別紙省略</p>
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名					
東京都世田谷区成城八丁目552番1 552番11 552番12 552番13 552番14 552番15	愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号 トヨタホーム株式会社 代表取締役 後藤裕司					
	<p>◎世田谷区公告第59号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写真の送付を受けたので、同法第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に</p>	<p>◎世田谷区公告第60号 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第25条第4項の規定により、世田谷区立保健医療福祉総合プラザの指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 令和6年10月8日 世田谷区長 保坂展人</p>				

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立保健医療福祉総合プラザ	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3	令和7年4月1日から 令和11年3月31日まで

<p>◎世田谷区公告第61号 地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第30条第2項の規定により、所在不明所有者等がある土地について筆界案を作成したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該筆界案を閲覧に供する。 令和6年10月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 土地の所在・地番 (1) 所在 世田谷区喜多見三丁目23番先 (2) 地番 世田谷区喜多見三丁目4188番3 世田谷区喜多見三丁目4188番4 筆界案を確認することができる場所及び時間 (1) 場所 世田谷区役所二子玉川分庁舎2階(世田谷区玉川一丁目20番1号) (2) 時間 平日午前8時30分から午後5時までの間とする。 筆界案を確認することができる者 世田谷区用賀三丁目10番22-201号 株式会社アート・エレガンス・クリエイティブ 	<p>上記の会社の代表者又は代理人</p> <ol style="list-style-type: none"> 筆界案の作成者 世田谷区 意見の申出等 3に掲げる者は、公告の日から20日間、意見を申し出ることができる。その期間を経過しても当該意見の申出がないときは、その者による地籍調査作業規程準則第30条第1項の確認を得ずに筆界の調査を行う。 担当部署 道路・交通計画部道路管理課道路台帳 電話番号 03-6432-7930 <p>◎世田谷区公告第62号 公開による意見の聴取の開催について 建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。 利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。</p>	<p>令和6年10月17日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> 公聴会を行う日時 令和6年10月24日(木曜日)午前10時00分から 公聴会を行う場所 東京都世田谷区用賀四丁目38番16号 世田谷区立用賀地区会館第1会議室 公聴会を行う理由 別紙の建築許可をするため <p>◎世田谷区公告第63号 世田谷区立ひだまり友遊会館条例(昭和51年12月世田谷区条例第54号)第15条第4項の規定により、世田谷区立ひだまり友遊会館の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 令和6年10月24日 世田谷区長 保坂展人</p>
---	--	---

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立ひだまり友遊会館	社会福祉法人奉優会	東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号真井ビル	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

◎世田谷区公告第64号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年10月24日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区等々力八丁目75番2の一部	東京都中央区銀座四丁目6番1号三幸アセットマネジメント株式会社内合同会社Z E H P J 9 代表社員 一般社団法人Z E H プロジェクト 職務執行者 平野和俊

◎世田谷区公告第65号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和6年10月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画上用賀四丁目地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区上用賀四丁目及び上用賀

六丁目各地名

- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区玉川総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和6年10月25日から同年11月8日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区玉川総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和6年10月25日から同年11月15日まで

公 告 (教)

◎世田谷区教育委員会公告第1号

世田谷区立図書館の指定管理者を指定したので、世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号)第6条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月7日

世田谷区教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立梅丘図書館	梅丘TRC・小田急ビルサービスクループ	東京都文京区大塚三丁目1番1号	令和8年2月1日から令和12年3月31日まで

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙におけるポスター掲示場を、別紙衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第5区)ポスター掲示場設置場所一覧表及び衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第6区)ポスター掲示場設置場所一覧表のとおり設置する。

令和6年10月13日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和6年10月14日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和6年10月14日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,503
6分の1の数	129,189
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,856

おける期日前投票所を、別紙一覧のとおり定める。

令和6年10月15日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に係る期日前投票所を別紙一覧のとおり定める。

令和6年10月15日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和6年10月14日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、各投票区の投票所を別紙一覧のとおり定める。

令和6年10月15日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を別紙一覧のとおり選任した。

令和6年10月15日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11

◎世田谷区選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項により準用される第39条の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に

◎世田谷区選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙一覧のとおり選任した。

令和6年10月15日

世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院（比例代表選出）議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区第5区開票区及び世田谷区第6区開票区の開票場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和6年10月15日

世田谷区選挙管理委員会

- 世田谷区第5区開票区
 - 開票場所 世田谷区立大蔵第二運動場体育館
世田谷区大蔵四丁目7番1号
 - 開票日時 令和6年10月27日 午後9時
- 世田谷区第6区開票区
 - 開票場所 世田谷区立総合運動場体育館
世田谷区大蔵四丁目6番1号
 - 開票日時 令和6年10月27日 午後9時

◎世田谷区選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院（比例代表選出）議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区第5区開票区及び世田谷区第6区開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和6年10月15日

世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院（比例代表選出）議員選挙における世田谷区第5区開票区及び世田谷区第6区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和6年10月15日

世田谷区選挙管理委員会

- 場所 世田谷区選挙管理委員会室
世田谷区世田谷四丁目22番33号
世田谷区役所西棟2階
- 日時 令和6年10月24日 午後5時30分開始

◎世田谷区選挙管理委員会告示第45号

令和6年10月15日世田谷区選挙管理委員会告示第41号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和6年10月19日

世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第46号

令和6年10月15日世田谷区選挙管理委員会告示第41号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和6年10月21日

世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第47号

令和6年10月15日世田谷区選挙管理委員会告示第41号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和6年10月23日

世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第48号

令和6年10月15日世田谷区選挙管理委員会告示第40号にて告示した投票管理者職務代理者の一部を次のとおり変更した。

令和6年10月25日

世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第49号

令和6年10月15日世田谷区選挙管理委員会告示第41号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和6年10月25日

世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和6年10月27日

世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

告示（選挙長）
（東京都第5区）

◎衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第5区）選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条で準用する第62条第6項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和6年10月15日

衆議院（小選挙区選出）議員選挙
（東京都第5区）

- 選挙長 市川 康憲
- 場所 世田谷区選挙管理委員会室
世田谷区世田谷四丁目22番33号
世田谷区役所西棟2階
 - 日時 令和6年10月24日 午後5時30分開始

告示（選挙長）
（東京都第6区）

◎衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第6区）選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条で準用する第62条第6項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和6年10月15日

衆議院（小選挙区選出）議員選挙
（東京都第6区）

- 選挙長 山内 彰
- 場所 世田谷区選挙管理委員会室
世田谷区世田谷四丁目22番33号
世田谷区役所西棟2階
 - 日時 令和6年10月24日 午後5時30分開始

告示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第15回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和6年10月25日

世田谷区農業委員会会長

穴戸 幸男

- 開催日時 令和6年10月31日（木）
午後3時00分
- 開催場所 区役所東棟9階第5委員会室
- 審議事項
 - 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - 第3号議案 その他の事項について